

慶應義塾大学全塾協議会登記規則

第1条（目的）

この登記規則は、慶應義塾大学全塾協議会の特別委員会及び所属団体の登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定める事により、全塾協議会の健全な運営を保障する事を目的とする。

第2条（管轄）

全塾協議会の登記に関する事務は、全塾協議会事務局（以下事務局）が司る。

第3条（申請の却下）

事務局は、次のいずれかに掲げる事由がある場合には、登記申請を却下することができる。

- （1）登記書類に不備があるとき
- （2）登記書類の内容に、疑義があるとき

第4条（申請人）

登記申請は、当事者の申請又は事務局の指示によってのみ行うことができる。

第5条（登記簿）

事務局に次の各号に掲げる登記書類を備える。

- （1）団体登記簿
- （2）印鑑登記簿

第6条（持ち出しの禁止）

登記書類及びその関連書類は、事変を避けるためにする場合を除き、事務局の管理外に持ち出してはならない。

第7条（登記書類の滅失と回復）

登記簿の全部又は一部が滅失したときは、全塾協議会は、一定の期間を定めて、登記簿の回復に必要な処分を命ずることができる。

第8条（団体登記）

団体登記において登記すべき事項は次の各号に掲げる通りとする。

- （1）団体名

- (2) 本部所在地
- (3) 設立年月日
- (4) 加盟年月日
- (5) 団体の目的
- (6) 代表者
- (7) 財務責任者
- (8) 団体の規約

第9条（印鑑登記）

印鑑登記において登記すべき事項は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 団体名
- (2) 本部所在地
- (3) 団体印の印影

第10条（登記申請の義務）

特別委員会及び所属団体は、次の各号に掲げる場合、必要な事項について登記申請を行わなければならない。

- (1) 新たに全塾協議会に加盟したとき
- (2) 登記した事項に変更が生じたとき
- (3) 登記した事項が消滅したとき

第11条（登記申請の方式）

登記申請は、全塾協議会事務局の定める様式に従って、書面で行わなければならない。

第12条（申請期限）

特別委員会及び所属団体は、登記すべき事由の発生から十四日以内にその申請を行わなければならない。

第13条（登記事項証明書）

塾生は、登記簿に記録されている事項を証明した書面（登記事項証明書）の交付を請求することができる。

第14条（登記関連書類の閲覧）

登記関連書類の閲覧について利害関係を有する者は、その閲覧を請求することができる。

第15条（改廃）

この規則の改廃は、全塾協議会の決議による。

第16条（施行）

この規則は、平成二十二年十一月十六日から施行する。

改正 2010年11月16日

施行 2010年11月16日

全塾協議会登記規則制定を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議員 安田 結香

（慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長）

議員 高橋 直也

（慶應義塾大学体育会本部 主幹）

議員 楯 勝麿

（慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会 委員長）

議員 松坂 亮佑

（慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長）

議員 米澤 嘉朗

（慶應義塾大学四谷自治会 会長）

議員 太平 悠人

（慶應義塾大学芝学友会 代表）

議員 星 勝晃

（慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表）

以上の全塾協議会登記規則制定を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 神村 健太郎

改正 2020年1月31日

施行 2020年1月31日

全塾協議会登記規則改正を決議する。

慶應義塾大学全塾協議会

議員 芹沢 幸輝

（慶應義塾大学文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長）

議員 俣野 陽

(慶應義塾大学体育会本部 主幹)

議員 高木 哲平

(慶應義塾大学全塾ゼミナール委員会 委員長)

議員 吉田 凌太

(慶應義塾大学全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長)

議員 駒野 裕介

(慶應義塾大学福利厚生機関本部 代表)

議員 福井 一玄

(慶應義塾大学芝学友会 代表)

以上の全塾協議会登記規則改正決議を承認する。

慶應義塾大学全塾協議会

塾生代表 後藤 圭祐